

# 義肢装具士学校養成所指定規則の一部を改正する省令案の概要

令和 5 年 1 月  
厚生労働省医政局医事課  
文部科学省高等教育局医学教育課

## 1. 改正の趣旨

- 義肢装具士学校養成所指定規則（昭和 63 年文部省・厚生省令第 3 号。以下「指定規則」という。）第 4 条においては、文部科学大臣及び都道府県知事が行う義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に規定する学校及び義肢装具士養成所（以下「養成所」という。）の指定に係る基準について定めており、当該基準の一つとして、同条第 1 号に規定する学校又は養成所については指定規則別表第一、同条第 2 号に規定する学校又は養成所については指定規則別表第二、同条第 3 号に規定する学校又は養成所については指定規則別表第三に、それぞれ定める教育内容を行うものであることとしている。
- 国民の医療へのニーズの多様化や、デジタル技術及び工学技術の臨床での活用などによる、義肢装具士を取り巻く環境の変化に伴う、求められる役割や知識等の変化に対応するため、「義肢装具士学校養成所カリキュラム等改善検討会」において、義肢装具士養成所等における教育内容の見直し等について検討が行われ、令和 3 年 12 月に報告書がとりまとめられた。
- 当該報告書においては、指定規則別表に定める教育内容等について、
  - ・ 教育内容の見直しを行うとともに、法第 14 条第 1 号の学校又は養成所の総単位数を現行の 93 単位から 100 単位に、同条第 2 号の学校又は養成所の総単位数を 72 単位から 79 単位に、同条第 3 号の学校又は養成所の総単位数を 45 単位から 52 単位に引き上げること等の方向性が示されており、これを踏まえ、指定規則について所要の改正を行う。

## 2. 改正の内容

- 指定規則別表第一について、教育内容及び単位数を下記のように改正する。

改正前			改正後		
	教育内容	単位数		教育内容	単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	14	基礎分野	科学的思考の基盤	14
	人間と生活			人間と生活	
専門	人体の構造と機能及び心身の発達	13	専門	人体の構造と機能及び心身の発達	13

基礎分野	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	<u>8</u>
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	<u>5</u>
	義肢装具領域における工学	10
専門分野	基礎義肢装具学	<u>19</u>
	応用義肢装具学	<u>20</u>
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
	臨床実習	<u>4</u>
合計		<u>93</u>



基礎分野	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	<u>9</u>
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	<u>4</u>
	義肢装具領域における工学	10
専門分野	基礎義肢装具学	<u>17</u>
	義肢学	<u>8</u>
	装具学	<u>12</u>
	福祉用具学	<u>3</u>
	臨床実習	<u>10</u>
合計		<u>100</u>

- 指定規則別表第二について、教育内容及び単位数を下記のように改正する。

改正前		
教育内容		単位数
専門	人体の構造と機能及び心身の発達	10
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	<u>6</u>
基礎分野	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	<u>5</u>
	義肢装具領域における工学	8
専門分野	基礎義肢装具学	<u>19</u>
	応用義肢装具学	<u>20</u>
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
	臨床実習	<u>4</u>
合計		<u>72</u>



改正後		
教育内容		単位数
専門	人体の構造と機能及び心身の発達	10
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	<u>7</u>
基礎分野	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	<u>4</u>
	義肢装具領域における工学	8
専門分野	基礎義肢装具学	<u>17</u>
	義肢学	<u>8</u>
	装具学	<u>12</u>
	福祉用具学	<u>3</u>
	臨床実習	<u>10</u>
合計		<u>79</u>

- 指定規則別表第三について、教育内容及び単位数を下記のように改正する。

改正前		
教育内容		単位数
専門	人体の構造と機能及び心身の発達	10



改正後		
教育内容		単位数
専門	人体の構造と機能及び心身の発達	10

基礎分野	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	<u>6</u>
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	<u>5</u>
専門分野	基礎義肢装具学	<u>10</u>
	応用義肢装具学	<u>11</u>
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
	臨床実習	<u>3</u>
合計		<u>45</u>



基礎分野	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	<u>7</u>
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	<u>4</u>
専門分野	基礎義肢装具学	<u>9</u>
	義肢学	<u>4</u>
	装具学	<u>7</u>
	福祉用具学	<u>2</u>
	臨床実習	<u>9</u>
合計		<u>52</u>

- 指定規則別表第一、別表第二及び別表第三の臨床実習の備考として、以下の内容を追加する。
  - ・ 臨床実習については、臨床実習については、三単位以上は製作実習を行うのに適当な義肢装具製作所において行い、一単位以上は病院又は診療所において行うこと
- 必要な経過措置を定める。
- その他所要の改正を行う。

### 3. 根拠法令

法第 36 条

### 4. 施行期日等

- ・ 公 布 日：令和 5 年 3 月（予定）
- ・ 施行期日：令和 5 年 4 月 1 日（ただし、別表第二の改正規定については、令和 6 年 4 月 1 日、別表第三の改正規定については令和 7 年 4 月 1 日。）

(※) 本省令による改正後の指定規則に基づくカリキュラム（以下「新カリキュラム」という。）に対応する義肢装具士国家試験が令和 8 年度（令和 9 年 2 月頃予定）から施行されることから、修業年限 3 年以上の課程については令和 6 年度入学生から、修業年限 2 年以上の課程については令和 7 年度入学生から、修業年限 1 年以上の課程については令和 8 年度入学生から新カリキュラムが適用されることとする。